

船舶事故調査報告書

平成27年10月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成26年11月27日 02時50分ごろ
発生場所	富山県射水市新湊漁港の新湊漁港外A防波堤北側 新湊漁港外A防波堤灯台から真方位050° 80m付近 （概位 北緯36° 47.16′ 東経137° 05.47′）
事故調査の経過	平成27年3月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{きゅうえい} 久栄丸、14.54トン TY2-1495（漁船登録番号）、個人所有 14.99m (Lr) × 3.44m × 1.26m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和49年3月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月31日 免許証交付日 平成22年10月18日 （平成27年10月17日まで有効） 甲板員A 男性 53歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）、軽傷 3人（甲板員B、甲板員C及び甲板員D）
損傷	船首端下部に圧壊、船首倉に浸水、船首甲板に破損、船首マストが倒壊
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか3人が乗り組み、平成26年11月27日01時30分ごろ新湊漁港北東方沖での操業を終え、レーダー及びGPSプロッターを作動させて新湊漁港へ向けて約13～14ノットの速力で帰航していた。 船長は、操舵室で立って手動操舵に当たり、船首やや左方に新湊漁港外A防波堤灯台の灯光を見ながら南西進中、携帯電話の着信履歴が気になり、ふだん、携帯電話を上着の左ポケットに入れていたので、左手で取ろうと思ったが、携帯電話はなく、操舵室後部左側の台の上にあると思って手探りで台の上を探し始めた。 船長は、携帯電話が手に触れないので、体をやや左側に向け、時

	<p>折、後部を見て手探りで5分程度探し、ふと船首方を見たとき、目の前が暗くなり、直後に衝撃を感じた。</p> <p>船長は、舵輪の舵柄で腹部を打ったものの、転倒することもなく、機関のクラッチレバーを中立とした後、足元に落ちていた携帯電話を発見して拾い、02時50分ごろであること、及びGPSプロッターの画面を見て新湊漁港外A防波堤の北側に設置されている消波ブロックに衝突したことを知った。</p> <p>甲板員Aは、操舵室船尾方にある船室から外に出ようとして船尾方を向いたとき、衝撃を受け、右腹部を船室内の台で打ち、何が起こったのかと思って船首部へ向かい、本船が、消波ブロックに衝突して船首部が破損し、船首端下部に破口を生じて浸水していることを認め、船長にその旨を報告した。</p> <p>船長は、甲板下の区画には隔壁があるので、船体後部まで浸水することはないと判断し、本船を係留場所に着けて水揚げを行った。</p> <p>船長は、水揚げを終えたのち、本船を新湊漁港内の上架施設へ移動させた。</p> <p>甲板員Aほか3人の甲板員は、各自で病院を訪れ、甲板員Aが右第7、第8肋骨骨折及び腰椎挫傷と、甲板員Bが頸椎捻挫、右肘部打撲挫創等と、甲板員Cが左膝部挫傷と、甲板員Dが頸椎及び腰椎捻挫、顔面に打撲等とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好、気温 約11℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約35cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだんから操業を終えて帰港する際、新湊漁港外A防波堤灯台の灯光を目標とし、船首やや左方に同灯光を見て航行していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、新湊漁港北東方沖を同漁港へ向けて帰航中、船長が、単独で手動操舵を行っていたところ、携帯電話の着信履歴を見ようと思い、左手で上着の左ポケットから取り出そうとしたものの、携帯電話がなく、体を左に向け、操舵室後部左側の台の上を、手探りで携帯電話を探していて見張りを適切に行っていなかったことから、新湊漁港外A防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤北側の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、新湊漁港北東沖を同漁港へ向けて帰航中、船長が、単独で手動操舵を行っていたところ、携帯電話の着信履歴を見ようと思い、操舵室後部左側の台の上を、手探りで携帯電話を</p>

	探していて見張りを適切に行っていなかったため、新湊漁港外A防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤北側の消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船橋当直者は、操船に専念し、携帯電話等の操作を控えること。

付図1 事故発生経過概略図

